

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2022年12月3日

第35号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

5月30日に判決公判！静岡地裁勝訴に向けて最後まで！

11月17日、2013年生活保護基準引下げ取消訴訟の最終弁論が静岡地裁で行われ、原告弁護団、支援者の見守る中結審しました。判決は来年5月30日、午後1時10分に言い渡されます。



報告集会も最後までマスコミが取材



歩道を行進して入廷する原告・支援者

その後行われた報告集会ではマスコミ各社も含め約70名の参加で行われました。まず大橋弁護団長からは「この裁判は勝てる裁判。生活保護受給者がどんな生活をしているか、この事実こそがこの裁判の元になり、このことがわかることによっていい判決が出る。5月には皆さんと勝訴判決を喜び合いたいと思う」と。

阿部弁護士からは「3度の食事がとれないとか、夏にエアコンが使えないと言うのは生存事態を脅かしていることであって、にも拘わらず、そこからなお引き下げたというのがこの裁判緒始まり。こういうことを絶対に許してはならない」と。

笹沼共同代表からは「いのちが大切だと改めて思っている。生存権とか憲法とか大義名分ではなくて、一人一人のいのちを守るために皆さんとたたかっていきたい。ぜひ勝ちましょう」と。

その他6月、7月に行われた承認尋問をはじめとしてこの裁判に尽力してきた青柳、北上、太田、富増の各弁護士からも報告と勝訴に向けた決意が述べられました。また原告となってたたかってきた山本氏、小野川氏からは「裁判が始まり多くの方々の支援を頂く中で頑張ってきた。人間としても少し成長したかと思う。」「(国も福祉事務所も)どこまで生活保護者の生活実態がわかっていないか、苦しい生活をしている人を全然見ていないということがこの間ははっきりわかった。5月30日は皆さんと一緒に万歳できるようにこれからも皆さんと頑張っていきたい」と決意が語られました。

「静岡の会」としてやれることはすべてやって勝訴判決を勝ち取ろう！

最後にこの裁判に最初から関わり頑張ってきた酒井県生健会前会長から挨拶、そして「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」の幹事団体である県年金者組合、障しす協、県評、県民医連からそれぞれ決意表明があり、「会」の事務局長の水谷県生健会会長が「生活保護受給者の方はアパートの共同風呂でエアコンもないし、十分なカーテンもない。夏の暑い日、冬の寒い日どうやって耐えているのか。こういう実態を本来福祉事務所が知っていないといけない。こういう実態を無視して国に言われたからと下げてしまう。まさに憲法以前の問題で、まず生活保護法をしっかりと守らせることが大事。5月30日まで運動を広げて最後まで頑張ろう」と訴えました。

※夕方にNHKのニュース番組(たっぴり静岡)で報告集会等の様子が約3分間にわたって放映されました。



生活保護引下げ取消訴訟判決公判

5月30日(火) 13:10~

判決を受けての集会 13:30~

(弁護士会館3階会議室)